

違法駐車車両排除費弁償金に対する分割納付の導入について

担当課：警察本部交通部駐車対策課、総務部会計課

事務事業の概要						検出事項		監査の結果																											
<p>1 違法駐車車両排除費弁償金とは、違法駐車車両をレッカー等で移動・保管した際に、その措置に要した費用を運転者等から徴収するものである。(道路交通法第51条第15項及び同条第16項)</p> <p>2 徴収は警察署長の権限とされており、各警察署では交通取締り担当の警察官が督促等の徴収事務を行っている。</p> <p>3 平成24年度における収納等の状況は次のとおり。</p>						<p>府警察では、違法駐車車両排除費弁償金の債権回収については全額一括納付を原則としており、分割納付を認めていない。</p>		<p>1 違法駐車車両排除費弁償金は、地方税の滞納処分の例により処分することができる強制徴収公債権であり、債務者間の公平性確保の観点からも、できる限り徴収する必要がある。</p> <p>2 債権回収の方法として、分割納付は時効中断や債権確保に有効であり、一律これを認めないとするべきではない。</p>																											
	収入すべき額	収入済額 (回収率)	収入未済額	不納欠損額																															
23年度からの繰越分	金額 (円)	18,453,216	4,664,711 (25.3%)	12,236,721	1,551,784																														
	件数	1,078	285 (26.4%)	712	81																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>収入すべき額</th> <th>収入済額 (回収率)</th> <th>収入未済額</th> <th>不納欠損額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24年度分</td> <td>金額 (円)</td> <td>32,345,905</td> <td>31,934,533 (98.7%)</td> <td>411,372</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>件数</td> <td>2,206</td> <td>2,187 (99.1%)</td> <td>19</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>金額 (円)</td> <td>50,799,121</td> <td>36,599,244 (72.0%)</td> <td>12,648,093</td> <td>1,551,784</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>3,284</td> <td>2,472 (75.3%)</td> <td>731</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table>							収入すべき額	収入済額 (回収率)	収入未済額	不納欠損額	24年度分	金額 (円)	32,345,905	31,934,533 (98.7%)	411,372	0		件数	2,206	2,187 (99.1%)	19	0	合計	金額 (円)	50,799,121	36,599,244 (72.0%)	12,648,093	1,551,784	件数	3,284	2,472 (75.3%)	731	81	<p style="text-align: center;"><b>部局の見解</b></p> <p>○ 違法駐車車両排除費弁償金の回収方法については、これまで全額一括納付方式を強力に推進してきたところ、左表のとおり平成24年度分は、約99%と極めて高い回収率となっている。また、分割納付を導入することが、回収率にどのように反映されるか不透明であることから、実施に至っていなかった。</p> <p>○ ただし、監査委員聴取でも説明したとおり、滞納者が分割納付を希望しており、かつ、計画的に短期間で確実に全額納付が可能であると認められるなど、一定の条件をクリアできる場合には、分割納付も回収率を上げるための方策の一つであると考えます。</p>	
	収入すべき額	収入済額 (回収率)	収入未済額	不納欠損額																															
24年度分	金額 (円)	32,345,905	31,934,533 (98.7%)	411,372	0																														
	件数	2,206	2,187 (99.1%)	19	0																														
合計	金額 (円)	50,799,121	36,599,244 (72.0%)	12,648,093	1,551,784																														
	件数	3,284	2,472 (75.3%)	731	81																														
<b>委員意見</b>																																			
<p>1 債権回収の手法としては、従来どおり全額一括納付を原則としつつ、滞納者が分割納付を希望しており、かつ、計画的に短期間で確実に全額納付が可能であると認められるなど、徴収上有効な場合には分割納付を実施する方向で検討し、必要な事務手続等を整備されたい。</p> <p>2 平成24年度末の収入未済額については、全65署中6署（曾根崎警察署、天満警察署、南警察署、浪速警察署、天王寺警察署、布施警察署）で9割以上を占めていることから、これら6署について人員を集中的に投入するなど、効果的な債権回収に取り組み、収入未済額の減少を図られたい。</p>																																			
<b>措置の内容</b>																																			
<p>○ 債権回収の手法として、平成26年4月1日から分割納付が可能となった。</p> <p>○ 収入未済額全体の9割を占めている6署へ本部駐車対策課員を平成25年11月から重点的に派遣し、債権回収についての重点指導を行った。今後も継続して指導を行い、効果的な債権回収に取り組む。</p>																																			